

時間外労働等改善助成金交付要綱  
(テレワークコース)

(通 則)

第1条 時間外労働等改善助成金 テレワークコース(以下「助成金」という。)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等<sup>厚生省</sup>労働省令第6号の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この助成金は、中小企業事業主が、時間外労働の制限その他労働時間等の設定の改善のため、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組むことを目的として、テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更等を実施し、生産性の向上を図るなどにより、時間外労働の制限その他労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に重点的に助成金を支給することにより、中小企業における時間外労働の制限その他労働時間等の設定の改善の推進を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 この助成金は、中小企業事業主が、テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更、労務管理担当者に対する研修、労働者に対する研修、周知・啓発、外部専門家によるコンサルティングの事業(以下「改善事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、助成金交付の対象として第2項で定める経費(以下「助成対象経費」という。)について、予算の範囲内で助成金を交付する。

2 助成対象経費は、前項に掲げる改善事業を実施するために必要な経費のうち、謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費及び委託費とする。

3 中小企業事業主は、第1項の改善事業について、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークの促進について成果目標を設定し、その達成に向けた内容とすること。

成果目標は次のa及びbを必須とし、c又はdどちらか1つを選択とすること。

- a 評価期間に1回以上、対象労働者（事業主が事業実施計画において指定した労働者を指す。ただし、日本国内の事業場に所属する労働者が日本国内でテレワークを実施する場合に限る。以下、同じ。）の全員に、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させること。
- b 評価期間において、対象労働者が、在宅又はサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数の週間平均を、1日以上とさせること。
- c 年次有給休暇の取得促進について、労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を前年と比較して4日以上増加させること。
- d 所定外労働の削減について、労働者の月間平均所定外労働時間数を前年と比較して5時間以上削減させること。

※ 在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークとは、事業主の明確な指示に基づき、在宅又はサテライトオフィスにおいて、ICTを活用して業務を実施することをいう。

※ サテライトオフィスとは、事業主が指定した事務所であって、対象労働者が所属する事業場と異なる場所にある事務所をいう。

- 4 補助率、1人当たりの上限額及び1企業当たりの上限額は、前項の成果目標の達成状況に応じ、下の表のとおりとする。

成果目標の達成状況	補助率	1人当たりの上限額	1企業当たりの上限額
達成	3/4	20万円	150万円
未達成	1/2	10万円	100万円

- 5 助成金の交付額は、改善事業の実施に要した費用の合計に前項に定める補助率を乗じた額、前項に定める1人当たりの上限額に第5条又は第9条の規定により承認した事業の対象労働者数を乗じた額、前項に定める1企業当たりの上限額を比較して、これら3つのうち最も低い額とする。

ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする中小企業事業主は、様式第1号「時間外労働等改善助成金交付申請書」（以下「交付申請書」という。）を事業実施年度の12月1日までに、助成金の事務処理を受託した者（以下「事務補助者」という。）を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。なお、事務補助者に提出した日をもって厚生労働大臣に提出した日とみなすこととする。

- 2 事務補助者は、前項の規定による交付申請書の提出があったときは、速や

かに確認のうえ、交付に係る意見を付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

(交付決定等の通知)

- 第5条 厚生労働大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、申請した中小企業事業主が改善事業を実施することが適当であると認めた場合は、交付の決定を行い、様式第2号「時間外労働等改善助成金交付決定通知書」により、また、改善事業を実施することが適当でないと認めた場合は、不交付の決定を行い、様式第3号「時間外労働等改善助成金不交付決定通知書」により、当該中小企業事業主に通知するものとする。
- 2 厚生労働大臣は、交付申請書の提出を受けた日から起算して原則として2か月以内に交付又は不交付のいずれかの決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

- 第6条 中小企業事業主は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を、事務補助者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 2 事務補助者は、前項の規定による書面の提出があったときは、速やかに確認のうえ、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(契約等)

- 第7条 改善事業を行う中小企業事業主（以下「改善事業主」という。）は改善事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、改善事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(事業実施期間)

- 第8条 改善事業を実施することができる期間は、交付決定の日から当該交付決定日の属する年度の2月15日までとする。

(評価期間)

- 第8条の2 第3条第3項の成果目標の達成状況を評価する期間は、1か月から6か月の間で、事業主が様式第1号別添「時間外労働等改善助成金事業実施計画」（以下「事業実施計画」という。）において指定した月単位の期間と

する。

(交付決定内容の変更)

第9条 改善事業主は、改善事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合は、あらかじめ様式第4号「時間外労働等改善助成金事業実施計画変更申請書」を、事務補助者を經由して厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事務補助者は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに確認のうえ、承認に係る意見を付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

3 厚生労働大臣は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ、申請の内容が適当であると認めた場合は、事業実施計画変更承認の決定を行い、様式第5号「時間外労働等改善助成金事業実施計画変更承認通知書」により、また、申請の内容が適当でないと認めた場合は、事業実施計画変更不承認の決定を行い、様式第6号「時間外労働等改善助成金事業実施計画変更不承認通知書」により、改善事業主に通知するものとする。

4 厚生労働大臣は第1項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(改善事業の中止又は廃止)

第10条 改善事業主は、改善事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第7号「時間外労働等改善助成金事業中止・廃止承認申請書」を、事務補助者を經由して厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事務補助者は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに確認のうえ、厚生労働大臣に提出するものとする。

3 厚生労働大臣は、第1項の承認をしたときは、様式第7号の2「時間外労働等改善助成金事業中止・廃止承認通知書」により、改善事業主に通知するものとする。

(事業遅延の届出)

第11条 改善事業主は改善事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は改善事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第8号「時間外労働等改善助成金事業完了予定期日変更報告書」を、事務補助者を經由して厚生労働大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

2 事務補助者は、前項の規定による報告書の提出があったときは、速やかに確認のうえ、厚生労働大臣に提出するものとする。

(状況報告)

第12条 改善事業主は、改善事業の実施状況について、厚生労働大臣から報告を求められた場合には、速やかに様式第9号「時間外労働等改善助成金事業実施状況報告書」を、事務補助者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 事務補助者は、前項の規定による報告の提出があったときは、速やかに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(支給申請手続及び実績報告)

第13条 改善事業主は、改善事業を完了したときは、その日から起算して1か月を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、様式第10号「時間外労働等改善助成金支給申請書」(以下「支給申請書」という。)及び様式第11号「時間外労働等改善助成金事業実施結果報告書」(以下「報告書」という。)を、事務補助者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の場合において支給申請書及び報告書の提出期限について、厚生労働大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

3 事務補助者は、第1項の規定による申請及び報告を受けた場合は、速やかに支給申請書及び報告書等の書類の確認及び必要に応じて調査等を行い、助成金の額の確定に係る意見を付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

(助成金の額の確定等)

第14条 厚生労働大臣は、前条の規定による支給申請書及び報告書等の提出を受けた場合には、支給申請書及び報告書等の審査を行い、その申請及び報告に係る改善事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容又は第9条に基づく計画変更の承認内容及びこれに付した条件(以下「助成金の交付の決定の内容等」という。)に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第12号「時間外労働等改善助成金支給決定通知書」により、助成金の交付の決定の内容等に適合しないと認めるときは、様式第13号「時間外労働等改善助成金不支給決定通知書」により、改善事業主に通知するものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第15条 改善事業主は、改善事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除額が0円の場合を含む。)は、様式第14号「時間外労働等改善助

成金に係る消費税額の確定に伴う報告書」により、速やかに、遅くとも改善事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに事務補助者を經由して厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、事業実施の承認を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日以降は、事務補助者を經由せずに厚生労働大臣に報告すること。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返納しなければならない。

- 2 事務補助者は、前項の報告があった場合は、確認のうえ、厚生労働大臣に提出するものとする。

(交付決定の取消等)

第16条 厚生労働大臣は、第10条の改善事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部もしくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 改善事業主が、法令、本要綱、法令又は本要綱に基づく厚生労働大臣の処分又は指示に違反した場合
  - (2) 改善事業主が、改善事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - (3) 交付決定後生じた事情の変更等により、改善事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 厚生労働大臣は、前項の(1)から(3)に該当するとして交付決定の全部もしくは一部を取り消し又は変更した場合は、様式第3号の2「時間外労働等改善助成金事業交付決定取消・変更通知書」により、改善事業主に通知する。
  - 3 厚生労働大臣は、第1項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 4 厚生労働大臣は、前項の返還を命ずるときは、様式第15号「時間外労働等改善助成金返還決定通知書」により、改善事業主に通知する。
  - 5 厚生労働大臣は、第3項の返還を命ずる場合には、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 6 第3項に基づく助成金の返還及び前項の加算金の納付期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の管理等)

第17条 改善事業主は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、改善事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第18条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号の規定により、厚生労働大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が30万円を超える機械、重要な器具及びその他の財産とする。

- 2 改善事業主は、施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- 3 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(助成金の経理)

第19条 改善事業主は、改善事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して改善事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 改善事業主は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに助成金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(その他)

第20条 助成金の交付に関するその他必要な事項は、厚生労働省雇用環境・均等局長が別途定める。

(附則)

この要綱の規定は、平成30年4月6日以降の交付申請から適用する。





(テレワークコース)

(6) 振込を希望する金融機関について			
金融機関名		支店名	
口座の種類	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義 (カタカナ)			

## 2 事業の内容及び目的について

(1) 支給対象の事業 (1つ以上選択)	
ア テレワーク用通信機器の導入・運用	イ 就業規則・労使協定等の作成・変更
ウ 労務管理担当者に対する研修	エ 労働者に対する研修、周知・啓発
オ 外部専門家によるコンサルティング	
(2) 事業の目的 (1つ選択)	
ア 在宅で就業するテレワークに取り組む	
イ サテライトオフィスで就業するテレワークに取り組む	
ウ 在宅及びサテライトオフィスで就業するテレワークに取り組む	

## 3 国庫補助所要額について

国庫補助所要額	円
---------	---

## 4 その他

(1) 労働保険料を滞納していないか	滞納していない ・ 滞納している
(2) 過去3年間に国から給付される給付金の不正受給を行っていないか	行っていない ・ 行った
(3) 暴力団関係事業場に該当しないか	該当しない ・ 該当する
(4) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食営業等を行っていないか	該当しない ・ 該当する
(5) 倒産していないか	該当しない ・ 該当する
(6) 承認申請日の前日から起算して過去1年前の日までに賃金不払等の労働関係法令違反を行っていないか	該当しない ・ 該当する

(注) 直近二年度の労働保険料の納付・領収証書の写しを添付すること

## 時間外労働等改善助成金事業実施計画

### 1 実施体制の整備のための措置

	措置内容	実施予定時期 (※)
(1) 労働時間等設定改善委員会の設置等労使の話し合いの機会の整備	社内における労働時間や年次有給休暇などに関する事項について、労使で話し合う機会を設け、議事録を作成する。 会議の名称： _____ 開催頻度： _____ (開催予定時期)	
(2) 労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	職場の意識を改善するため、労使からの労働時間に関する個別の苦情、意見及び要望を受け付ける担当者として、 職名： _____ 氏名： _____ を選任し、職場内の意見要望等の受付体制を整備する。	
(3) 労働者に対する事業実施計画の周知	労働者に対して、時間外労働等改善助成金事業実施計画の周知を図るため、 <input type="checkbox"/> 社内メール <input type="checkbox"/> 事務所内の見やすい場所へ掲示 <input type="checkbox"/> 労働者に直接文書を交付 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ ) を実施する。	

※ (1) (2) について既に実施している場合には、「実施中」と記入すること。

(テレワークコース)

様式第1号別添(続紙1)

2 支給対象の事業

(1)対象労働者数(詳細は別紙に記載)	人	
(2)成果目標の評価期間	月 日から	か月
(3)事業の詳細		
事業の内容	実施予定時期	所要額の内訳
(4)事業の目的(成果目標) ※ア及びイは必須、ウ又はエはどちらか選択。 ア 上記の事業を行い、評価期間に1回以上、対象労働者全員にテレワークを実施する。 イ 上記の事業を行い、評価期間において、対象労働者がテレワークを実施した日数の週間平均を、1日以上実施する。 ウ 上記の事業を行い、年次有給休暇の取得促進について、労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を前年と比較して4日以上増加する。 エ 上記の事業を行い、所定労働時間の削減について、労働者の月間平均所定外労働時間数を前年と比較して5時間以上削減する。		

(テレワークコース)

様式第1号別添(続紙2)


(5) (3) 及び (4) に対する労働者の意見	
【意見を聴いた労働者の職氏名】	
【意見】	
(6) 所要額計	円
(7) (6) の額に $3/4$ を乗じた額 (1,000 円未満切捨)	円
(8) 国庫補助所要額 (7) の額。ただし「150 万円」又は「20 万円 $\times$ (1) の労働者数」のいずれか低い方の額が上限。	円

(テレワークコース)

様式第1号別紙1

## 対象労働者同意書

私は時間外労働等改善助成金テレワークコースの対象労働者として、評価期間中に就業するテレワークに取り組むこと、また、テレワークの実施状況を国に報告するのに必要な範囲で、私の個人情報を国に提出することに同意します。

番号	就業場所（在宅、サテライトオフィスに記載）	署名又は記名捺印	テレワークを実施する 自宅の郵便番号
例	在宅	厚生 太郎 	〒100-0000
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

(テレワークコース)

様式第1号別紙2

### 利用予定サテライトオフィス一覧

番号	名 称	郵便番号	住 所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

## 時間外労働等改善助成金交付決定通知書

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日付けで申請のあった時間外労働等改善助成金(以下「助成金」という。)については、審査の結果、承認することとしました。

つきましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条  $\left\{ \begin{array}{l} \text{第1項の規定により、} \\ \text{第3項の規定により修正のうえ、} \end{array} \right\}$  下記のとおり交付することに決定しましたので、同法第8条の規定により通知します。

### 記

- 事業実施期間 承認の日より平成 年2月15日まで
- 助成金の交付の対象となる経費は、平成30年4月6日厚生労働省発基0406第4号・厚生労働省発雇均0406第4号厚生労働事務次官通知の別紙「時間外労働等改善助成金交付要綱(テレワークコース)」(以下「交付要綱」という。)の第3条に定める事業に要する経費であり、その内容は  $\left\{ \begin{array}{l} \text{平成 年 月 日申請書記載のとおり} \\ \text{3のとおり} \end{array} \right\}$  です。
- 事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりです。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は助成金の額が変更されたときは、別に通知するところによるものとします。

事業に要する経費	金	円
助成金の額	金	円

- 助成金の額の確定は、交付要綱の第3条に定める交付額の算定方法により行うものとします。
- (助成事業主名)は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、交付要綱及び時間外労働等改善助成金支給要領の定めるところに従うこととします。

(テレワークコース)

- 6 この交付決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とします。

(注) 交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。(厚生労働省所管補助金等交付規則第3条)

- 7 助成金の支給に関して必要と認め実施する調査又は報告に協力してください。

※ 助成金は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの)に該当するものと判断しています。



(テレワークコース)

様式第3号

厚生労働省発雇均 第 号

平成 年 月 日

## 時間外労働等改善助成金不交付決定通知書

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日付けで申請のあった時間外労働等改善助成金については、審査の結果、下記の理由により交付しないことと決定したので、通知いたします。

記

理由

--

(テレワークコース)

様式第3号の2

厚生労働省発雇均 第 号

平成 年 月 日

## 時間外労働等改善助成金交付決定取消・変更通知書

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日厚生労働省発雇均 第 号による時間外労働等改善助成金交付決定については、下記の理由により { 取り消す } こととしたので、通知いたします。  
{ 変更する }

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

内容及び理由

--

## 時間外労働等改善助成金事業実施計画変更申請書

厚生労働大臣 殿

平成 年 月 日付け厚生労働省発雇均●●第●号で交付決定を受けた標記助成金について、下記のとおり事業実施計画の変更の承認を受けたいので申請します。

### 記

事業主又は代理人

住所 〒

電話番号

(法人名)

代表者職・氏名

印

事業主又は社会保険労務士

住所 〒

(提出代行者・事務代理者)

電話番号

(法人名)

代表者職・氏名

印

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に時間外労働等改善助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同則第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の記名押印等をしてください。

### 1 事業実施計画変更の事由

--

### 2 変更後の事業の内容及び目的について（変更がある場合のみ記載）

(1) 支給対象の事業（1つ以上選択）	
ア テレワーク用通信機器の導入・運用	イ 就業規則・労使協定等の作成・変更
ウ 労務管理担当者に対する研修	エ 労働者に対する研修、周知・啓発
オ 外部専門家によるコンサルティング	

(テレワークコース)

(2) 事業の目的 (1つ選択)

- ア 在宅で就業するテレワークに取り組む
- イ サテライトオフィスで就業するテレワークに取り組む
- ウ 在宅及びサテライトオフィスで就業するテレワークに取り組む

3 変更後の国庫補助所要額について

変更後の国庫補助所要額	円
-------------	---

(テレワークコース)

様式第4号別添

## 時間外労働等改善助成金事業実施計画（変更）

### 1 支給対象の事業（変更する項目のみ記載）


(1)対象労働者数（詳細は別紙に記載）	人		
(2)成果目標の評価期間	月	日から	か月
(3)事業の詳細			
事業の内容	開始予定時期	所要額の内訳（変更前）	所要額の内訳（変更後）
(4)事業の目的（成果目標）※ア及びイは必須、ウ又はエはどちらか選択。 ア 上記の事業を行い、評価期間に1回以上、対象労働者全員にテレワークを実施する。 イ 上記の事業を行い、評価期間において、対象労働者がテレワークを実施した日数の週間平均を、1日以上実施する。 ウ 上記の事業を行い、年次有給休暇の取得促進について、労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を前年と比較して4日以上増加する。 エ 上記の事業を行い、所定労働時間の削減について、労働者の月間平均所定外労働時間数を前年と比較して5時間以上削減する。			
(5) (3)及び(4)に対する労働者の意見			
【意見を聴いた労働者の職氏名】			
【意見】			
(6)所要額計			円
(7) (6)の額に3/4を乗じた額（1,000円未満切捨）			円
(8)国庫補助所要額 〔(7)の額。ただし「150万円」又は「20万円×(1)の労働者数」のいずれか低い方の額が上限。〕			円

(テレワークコース)

様式第4号別紙

## 対象労働者同意書(変更後)

私は時間外労働等改善助成金テレワークコースの対象労働者として、評価期間中に就業するテレワークに取り組むこと、また、テレワークの実施状況を国に報告するのに必要な範囲で、私の個人情報を国に提出することに同意します。

番号	就業場所(在宅、サテライトオフィスを記載)	署名又は記名捺印	テレワークを実施する 自宅の郵便番号
例	サテライトオフィス	厚生 花子 	〒100-0000
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

(※新たに対象労働者となった者の分のみ提出すること。)

## 時間外労働等改善助成金事業実施計画変更承認通知書

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日付で申請のあった時間外労働等改善助成金(以下「助成金」という。)に係る事業実施計画の変更の承認申請については、審査の結果、下記により承認します。

つきましては、平成 年 月 日厚生労働省発雇均 第 号で交付決定した内容の一部を次のとおり変更することに決定しましたので、通知します。

### 記

- 1 助成金の交付の対象となる経費は、平成 30 年 4 月 6 日厚生労働省発基 0406 第 4 号・厚生労働省発雇均 0406 第 4 号厚生労働事務次官通知の別紙「時間外労働等改善助成金交付要綱(テレワークコース)」の第 3 条に定める事業に要する経費であり、

その内容は { 平成 年 月 日申請書記載のとおり  
2 及び 3 のとおり } です。

- 2 承認された変更内容は、次のとおりです。

- 3 事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりです。

事業に要する経費	金	円
うち今回の増加(減少)額	金	円
助成金の額	金	円
うち今回の増加(減少)額	金	円

- 4 この事業実施の承認内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とします。

(注) 交付の決定の通知を受けた日から起算して 15 日を経過した日とする。(厚生労働省所管補助金等交付規則第 3 条)

(テレワークコース)

様式第6号

厚生労働省発雇均 第 号  
平成 年 月 日

## 時間外労働等改善助成金事業実施計画変更不承認通知書

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日付けで申請のあった時間外労働等改善助成金に係る事業実施計画の変更の承認申請については、審査の結果、下記の理由により承認しないこととしたので、通知いたします。

記

理由

--



## 時間外労働等改善助成金事業中止・廃止承認申請書

厚生労働大臣 殿

事業主又は代理人

住所 〒

電話番号

(法人名)

代表者職・氏名

印

事業主又は社会保険労務士  
(提出代行者・事務代理者)

住所 〒

電話番号

(法人名)

代表者職・氏名

印

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に時間外労働等改善助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同則第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の記名押印等をしてください。

平成 年 月 日付け厚生労働省発雇均●●第●号をもって交付の決定を受けた時間外労働等改善助成金（以下「助成金」という。）の助成対象事業について、（中止・廃止）したいので、下記のとおり申請する。

### 記

#### 1 補助金の実績

交付決定額	助成金充当額	不用額
円	円	円

#### 2 交付対象事業の中止又は廃止日

平成 年 月 日

#### 3 事業を中止又は廃止する理由

(テレワークコース)

様式第7号の2

厚生労働省発雇均 第 号

平成 年 月 日

## 時間外労働等改善助成金事業中止・廃止承認通知書

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日厚生労働省発雇均 第 号で交付決定した時間外労働等改善助成金の助成対象事業については、審査の結果、平成 年 月 日付けの申請に基づき（中止・廃止）を承認することとしたので、通知いたします。

## 時間外労働等改善助成金事業完了予定期日変更報告書

厚生労働大臣 殿

事業主又は代理人

住所 〒

電話番号

(法人名)

代表者職・氏名

印

事業主又は社会保険労務士  
(提出代行者・事務代理者)

住所 〒

電話番号

(法人名)

代表者職・氏名

印

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に時間外労働等改善助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同則第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の記名押印等をしてください。

時間外労働等改善助成金に係る事業完了予定期日の変更について、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 事業完了予定期日

変更前 平成 年 月 日

変更後 平成 年 月 日

#### 2 経費所要額

交付決定額 (交付決定年月日)	平成 年度 受入済額	平成 年度への 要繰越額	不用額
円 (平成 年 月 日)	円	円	円

#### 3 予定の期間内に完了しない（助成事業の遂行が困難になった）理由

## 時間外労働等改善助成金事業実施状況報告書

厚生労働大臣 殿

事業主又は代理人

住所 〒

電話番号

(法人名)

代表者職・氏名

印

事業主又は社会保険労務士  
(提出代行者・事務代理者)

住所 〒

電話番号

(法人名)

代表者職・氏名

印

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に時間外労働等改善助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同則第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の記名押印等をしてください。

交付要綱第12条により、時間外労働等改善助成金の助成対象事業の実施状況について、報告します。

記

事業の実施状況について

## 時間外労働等改善助成金支給申請書

厚生労働大臣 殿

時間外労働等改善助成金（以下「助成金」という。）の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

### 記

事業主又は代理人 住所 〒  
電話番号  
(法人名)  
代表者職・氏名 印

事業主又は社会保険労務士 住所 〒  
(提出代行者・事務代理者)  
電話番号  
(法人名)  
代表者職・氏名 印

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に時間外労働等改善助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第 16 条第 2 項に規定する提出代行者又は同則第 16 条の 3 に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の記名押印等をしてください。

### 1 助成金申請額

①費用額計	②上限額	③助成金申請額
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 成果目標を達成した場合は、「150 万円」又は「20 万円×対象労働者数」のいずれか低い方の額</li><li>・ 未達成の場合は、「100 万円」又は「10 万円×対象労働者数」のいずれか低い方の額</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>①に成果目標の達成状況に応じた補助率を乗じた額（1,000 円未満切捨）と②の額を比較して、いずれか低い方の額</li></ul> <b>【補助率】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 達成した場合は 「3 / 4」</li><li>・ 未達成の場合は 「1 / 2」</li></ul>
円	円	円

### 2 その他

(1) 労働保険料を滞納していないか	滞納していない ・ 滞納している
(2) 過去 3 年間に国から給付される給付金の不正受給を行っていないか	行っていない ・ 行った

(テレワークコース)

(3) 暴力団関係事業場に該当しないか	該当しない	・	該当する
(4) 性風俗関連営業、接待を行う飲食定業等を行っていないか	該当しない	・	該当する
(5) 倒産していないか	該当しない	・	該当する
(6) 国や地方公共団体からの他の補助金の申請、受給の有無について(本年度の状況)	無 有 → 補助金の名称[		]
(7) 承認申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に賃金不払等の労働関係法令違反を行っていないか	該当しない	・	該当する

(注) 直近二年度の労働保険料の納付・領収証書の写しを添付すること

## 時間外労働等改善助成金事業実施結果報告書

厚生労働大臣 殿

時間外労働等改善助成金事業の実施の結果について、下記のとおり報告します。

### 記

事業主又は代理人

住所 〒

電話番号

(法人名)

代表者職・氏名

印

事業主又は社会保険労務士  
(提出代行者・事務代理者)

住所 〒

電話番号

(法人名)

代表者職・氏名

印

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に時間外労働等改善助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第 16 条第 2 項に規定する提出代行者又は同則第 16 条の 3 に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の記名押印等をしてください。

### 1 実施体制の整備のための措置

(注) 措置の実施状況がわかる資料を添付すること

#### (1) 労働時間等設定改善委員会の設置等労使の話し合いの機会の整備

	労働時間等設定改善委員会などの設置の有無	名称	話し合いの機会の頻度
労使の話し合いの機会の整備	有・無		年 回
話し合った内容			

#### (2) 労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任

担当者の役職・氏名	
労働者に対する周知方法	
窓口の設置等受け付けやすい体制の整備について、具体的な措置内容	

(テレワークコース)

(3) 労働者に対する事業実施計画の周知

労働者に対する事業実施計画の周知について、具体的な措置内容



(テレワークコース)

様式第 11 号 (続紙 1)

2 支給対象の事業

(1) 対象労働者数 (詳細は別紙に記載)		人	
(2) 成果目標の評価期間		月 日から か月	
(3) 事業の詳細 (実施した事業内容、実施時期、費用の内訳)			
実施した事業内容、 実施時期	承認時の金額 (内訳含む)	支給申請時の金額 (内訳含む)	金額が異なる場合 はその理由
(4) 費用額計		円	

(注) 納品書、領収書、導入物の写真等を添付すること

3 成果目標の達成状況

(1) テレワークの実施等 (必須)

評価期間に 1 回以上、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施した対象労働者数	人
評価期間において、対象労働者が、在宅又はサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数の週間平均(小数点第 2 位以下切り捨て)	日

(2) 対象労働者数の増加 (過去に本助成金 (※) の支給有りの場合必須)

(※) 平成 29 年度以前は職場意識改善助成金

	過去の評価期間	評価期間	増 減
対象労働者数	人	人	人

(3) 年次有給休暇の取得促進 (選択)

	評価期間前年同期	評価期間	増 減
年間平均取得日数	日	日	日

(4) 所定外労働の削減 (選択)

	評価期間前年同期	評価期間	増 減
月間平均所定外労働時間数	時間	時間	時間

(注) 実施状況がわかる集計表、賃金台帳等の写しを添付すること

### 対象労働者一覧

番号	氏名	評価期間に1回以上、在宅又はサテライトオフィスにおいてテレワークを実施したか	評価期間において、対象労働者が、在宅又はサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
合計			日

(注) 実施状況がわかる資料を添付すること

(テレワークコース)

様式第 11 号別紙 2

### 利用サテライトオフィス一覧

番号	名 称	郵便番号	住 所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

(テレワークコース)

様式第 12 号

厚生労働省発雇均 第 号

平成 年 月 日

## 時間外労働等改善助成金支給決定通知書

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日付けで申請のあった時間外労働等改善助成金(以下「助成金」という。)については、審査の結果、下記のとおり支給することを決定したので、通知いたします。

記

支給決定額 (確定額)

円

### <注意事項>

- 1 助成金の支給に関して必要と認め実施する調査又は報告に協力してください。
- 2 時間外労働等改善助成金事業の実施に要した費用の支出及び成果目標の達成状況に関する証拠書類は、翌年度の初日から起算して5年間整理保管してください。
- 3 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合には、支給した助成金の全部又は一部を直ちに返還していただきます。

(テレワークコース)

様式第 13 号

厚生労働省発雇均 第 号

平成 年 月 日

## 時間外労働等改善助成金不支給決定通知書

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日付けで支給申請のあった時間外労働等改善助成金については、審査の結果、下記の理由により支給しないことを決定したので、通知いたします。

記

理由

--

## 時間外労働等改善助成金に係る消費税額の確定に伴う報告書

厚生労働大臣 殿

事業主又は代理人 住所 〒

電話番号

(法人名)

代表者職・氏名

印

事業主又は社会保険労務士 住所 〒

(提出代行者・事務代理者)

電話番号

(法人名)

代表者職・氏名

印

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に時間外労働等改善助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第 16 条第 2 項に規定する提出代行者又は同則第 16 条の 3 に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の記名押印等をしてください。

下記のとおり報告します。

### 記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条に基づく確定額又は事業実績報告額

金

円

- 2 消費税額の申告により確定した消費税仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額）

金

円

- 3 参考となる書類（別添：2 の金額の積算内訳等）

## 時間外労働等改善助成金返還決定通知書

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日付けをもって支給した時間外労働等改善助成金については、下記により返還するよう通知いたします。

### 記

#### 1 返還の理由

2 返還額 円

3 返還の期限 平成 年 月 日

4 返還の方法 別途交付する納入告知書に従い、上記2の金額を国庫に納付すること

5 なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。





(テレワークコース)

(6) 振込を希望する金融機関について			
金融機関名		支店名	
口座の種類	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義 (カタカナ)			

## 2 事業の内容及び目的について

(1) 支給対象の事業 (1つ以上選択)	
ア テレワーク用通信機器の導入・運用	イ 就業規則・労使協定等の作成・変更
ウ 労務管理担当者に対する研修	エ 労働者に対する研修、周知・啓発
オ 外部専門家によるコンサルティング	
(2) 事業の目的 (1つ選択)	
ア 在宅で就業するテレワークに取り組む	
イ サテライトオフィスで就業するテレワークに取り組む	
ウ 在宅及びサテライトオフィスで就業するテレワークに取り組む	

## 3 国庫補助所要額について

国庫補助所要額	円
---------	---

## 4 その他

(1) 労働保険料を滞納していないか	滞納していない ・ 滞納している
(2) 過去3年間に国から給付される給付金の不正受給を行っていないか	行っていない ・ 行った
(3) 暴力団関係事業場に該当しないか	該当しない ・ 該当する
(4) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食営業等を行っていないか	該当しない ・ 該当する
(5) 倒産していないか	該当しない ・ 該当する
(6) 承認申請日の前日から起算して過去1年前の日までに賃金不払等の労働関係法令違反を行っていないか	該当しない ・ 該当する

(注) 直近二年度の労働保険料の納付・領収証書の写しを添付すること

## 時間外労働等改善助成金事業実施計画

### 1 実施体制の整備のための措置

	措置内容	実施予定時期 (※)
(1) 労働時間等設定改善委員会の設置等労使の話し合いの機会の整備	社内における労働時間や年次有給休暇などに関する事項について、労使で話し合う機会を設け、議事録を作成する。 会議の名称：_____ 開催頻度：_____ (開催予定時期)	
(2) 労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	職場の意識を改善するため、労使からの労働時間に関する個別の苦情、意見及び要望を受け付ける担当者として、 職名：_____ 氏名：_____ を選任し、職場内の意見要望等の受付体制を整備する。	
(3) 労働者に対する事業実施計画の周知	労働者に対して、時間外労働等改善助成金事業実施計画の周知を図るため、 <input type="checkbox"/> 社内メール <input type="checkbox"/> 事務所内の見やすい場所へ掲示 <input type="checkbox"/> 労働者に直接文書を交付 <input type="checkbox"/> その他 ( ) を実施する。	

※ (1) (2) について既に実施している場合には、「実施中」と記入すること。

(テレワークコース)

様式第1号別添(続紙1)

2 支給対象の事業

(1)対象労働者数(詳細は別紙に記載)	人	
(2)成果目標の評価期間	月 日から	か月
(3)事業の詳細		
事業の内容	実施予定時期	所要額の内訳
(4)事業の目的(成果目標) ※ア及びイは必須、ウ又はエはどちらか選択。 ア 上記の事業を行い、評価期間に1回以上、対象労働者全員にテレワークを実施する。 イ 上記の事業を行い、評価期間において、対象労働者がテレワークを実施した日数の週間平均を、1日以上実施する。 ウ 上記の事業を行い、年次有給休暇の取得促進について、労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を前年と比較して4日以上増加する。 エ 上記の事業を行い、所定労働時間の削減について、労働者の月間平均所定外労働時間数を前年と比較して5時間以上削減する。		

(テレワークコース)

様式第1号別添(続紙2)


(5)(3)及び(4)に対する労働者の意見	
【意見を聴いた労働者の職氏名】	
【意見】	
(6)所要額計	円
(7)(6)の額に $\frac{3}{4}$ を乗じた額(1,000円未満切捨)	円
(8)国庫補助所要額 (7)の額。ただし「150万円」又は「20万円×(1)の労働者数」のいずれか低い方の額が上限。	円

(テレワークコース)

様式第1号別紙1

## 対象労働者同意書

私は時間外労働等改善助成金テレワークコースの対象労働者として、評価期間中に就業するテレワークに取り組むこと、また、テレワークの実施状況を国に報告するのに必要な範囲で、私の個人情報を国に提出することに同意します。

番号	就業場所（在宅、サテライトオフィスに記載）	署名又は記名捺印	テレワークを実施する 自宅の郵便番号
例	在宅	厚生 太郎 	〒100-0000
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

(テレワークコース)

様式第1号別紙2

### 利用予定サテライトオフィス一覧

番号	名 称	郵便番号	住 所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

## 時間外労働等改善助成金交付決定通知書

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日付けで申請のあった時間外労働等改善助成金(以下「助成金」という。)については、審査の結果、承認することとしました。

つきましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条 { 第1項の規定により、  
第3項の規定により修正のうえ、 } 下記のとおり交付することに決定しましたので、同法第8条の規定により通知します。

### 記

- 事業実施期間 承認の日より平成 年2月15日まで
- 助成金の交付の対象となる経費は、平成30年4月6日厚生労働省発基0406第4号・厚生労働省発雇均0406第4号厚生労働事務次官通知の別紙「時間外労働等改善助成金交付要綱(テレワークコース)」(以下「交付要綱」という。)の第3条に定める事業に要する経費であり、その内容は { 平成 年 月 日申請書記載のとおり  
3のとおり } です。
- 事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりです。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は助成金の額が変更されたときは、別に通知するところによるものとします。

事業に要する経費	金	円
助成金の額	金	円

- 助成金の額の確定は、交付要綱の第3条に定める交付額の算定方法により行うものとします。
- (助成事業主名)は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、交付要綱及び時間外労働等改善助成金支給要領の定めるところに従うこととします。



(テレワークコース)

- 6 この交付決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とします。

(注) 交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。(厚生労働省所管補助金等交付規則第3条)

- 7 助成金の支給に関して必要と認め実施する調査又は報告に協力してください。

※ 助成金は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの)に該当するものと判断しています。

(テレワークコース)

様式第3号

厚生労働省発雇均 第 号

平成 年 月 日

## 時間外労働等改善助成金不交付決定通知書

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日付けで申請のあった時間外労働等改善助成金については、審査の結果、下記の理由により交付しないことと決定したので、通知いたします。

記

理由

--

(テレワークコース)

様式第3号の2

厚生労働省発雇均 第 号

平成 年 月 日

## 時間外労働等改善助成金交付決定取消・変更通知書

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日厚生労働省発雇均 第 号による時間外労働等改善助成金交付決定については、下記の理由により { 取り消す } こととしたので、通知いたします。  
{ 変更する }

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

内容及び理由

--

## 時間外労働等改善助成金事業実施計画変更申請書

厚生労働大臣 殿

平成 年 月 日付け厚生労働省発雇均●●第●号で交付決定を受けた標記助成金について、下記のとおり事業実施計画の変更の承認を受けたいので申請します。

### 記

事業主又は代理人

住所 〒

電話番号

(法人名)

代表者職・氏名

印

事業主又は社会保険労務士

住所 〒

(提出代行者・事務代理者)

電話番号

(法人名)

代表者職・氏名

印

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に時間外労働等改善助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同則第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の記名押印等をしてください。

### 1 事業実施計画変更の事由

--

### 2 変更後の事業の内容及び目的について（変更がある場合のみ記載）

(1) 支給対象の事業（1つ以上選択）	
ア テレワーク用通信機器の導入・運用	イ 就業規則・労使協定等の作成・変更
ウ 労務管理担当者に対する研修	エ 労働者に対する研修、周知・啓発
オ 外部専門家によるコンサルティング	

(テレワークコース)

(2) 事業の目的 (1つ選択)

- ア 在宅で就業するテレワークに取り組む
- イ サテライトオフィスで就業するテレワークに取り組む
- ウ 在宅及びサテライトオフィスで就業するテレワークに取り組む

3 変更後の国庫補助所要額について

変更後の国庫補助所要額	円
-------------	---

(テレワークコース)

様式第4号別添

## 時間外労働等改善助成金事業実施計画（変更）

### 1 支給対象の事業（変更する項目のみ記載）


(1)対象労働者数（詳細は別紙に記載）	人		
(2)成果目標の評価期間	月	日から	か月
(3)事業の詳細			
事業の内容	開始予定時期	所要額の内訳（変更前）	所要額の内訳（変更後）
(4)事業の目的（成果目標）※ア及びイは必須、ウ又はエはどちらか選択。 ア 上記の事業を行い、評価期間に1回以上、対象労働者全員にテレワークを実施する。 イ 上記の事業を行い、評価期間において、対象労働者がテレワークを実施した日数の週間平均を、1日以上実施する。 ウ 上記の事業を行い、年次有給休暇の取得促進について、労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を前年と比較して4日以上増加する。 エ 上記の事業を行い、所定労働時間の削減について、労働者の月間平均所定外労働時間数を前年と比較して5時間以上削減する。			
(5) (3)及び(4)に対する労働者の意見			
【意見を聴いた労働者の職氏名】			
【意見】			
(6)所要額計			円
(7) (6)の額に3/4を乗じた額（1,000円未満切捨）			円
(8)国庫補助所要額 〔(7)の額。ただし「150万円」又は「20万円×(1)の労働者数」のいずれか低い方の額が上限。〕			円

(テレワークコース)

様式第4号別紙

## 対象労働者同意書(変更後)

私は時間外労働等改善助成金テレワークコースの対象労働者として、評価期間中に就業するテレワークに取り組むこと、また、テレワークの実施状況を国に報告するのに必要な範囲で、私の個人情報を国に提出することに同意します。

番号	就業場所(在宅、サテライトオフィスを記載)	署名又は記名捺印	テレワークを実施する 自宅の郵便番号
例	サテライトオフィス	厚生 花子 	〒100-0000
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

(※新たに対象労働者となった者の分のみ提出すること。)

## 時間外労働等改善助成金事業実施計画変更承認通知書

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日付で申請のあった時間外労働等改善助成金(以下「助成金」という。)に係る事業実施計画の変更の承認申請については、審査の結果、下記により承認します。

つきましては、平成 年 月 日厚生労働省発雇均 第 号で交付決定した内容の一部を次のとおり変更することに決定しましたので、通知します。

### 記

- 1 助成金の交付の対象となる経費は、平成30年4月6日厚生労働省発基0406第4号・厚生労働省発雇均0406第4号厚生労働事務次官通知の別紙「時間外労働等改善助成金交付要綱(テレワークコース)」の第3条に定める事業に要する経費であり、

その内容は { 平成 年 月 日申請書記載のとおり  
2及び3のとおり } です。

- 2 承認された変更内容は、次のとおりです。

- 3 事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりです。

事業に要する経費	金	円
うち今回の増加(減少)額	金	円
助成金の額	金	円
うち今回の増加(減少)額	金	円

- 4 この事業実施の承認内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とします。

(注) 交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。(厚生労働省所管補助金等交付規則第3条)



(テレワークコース)

様式第6号

厚生労働省発雇均 第 号  
平成 年 月 日

## 時間外労働等改善助成金事業実施計画変更不承認通知書

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日付けで申請のあった時間外労働等改善助成金に係る事業実施計画の変更の承認申請については、審査の結果、下記の理由により承認しないこととしたので、通知いたします。

記

理由

--

## 時間外労働等改善助成金事業中止・廃止承認申請書

厚生労働大臣 殿

事業主又は代理人

住所 〒

電話番号

(法人名)

代表者職・氏名

印

事業主又は社会保険労務士  
(提出代行者・事務代理者)

住所 〒

電話番号

(法人名)

代表者職・氏名

印

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に時間外労働等改善助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同則第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の記名押印等をしてください。

平成 年 月 日付け厚生労働省発雇均●●第●号をもって交付の決定を受けた時間外労働等改善助成金（以下「助成金」という。）の助成対象事業について、（中止・廃止）したいので、下記のとおり申請する。

### 記

#### 1 補助金の実績

交付決定額	助成金充当額	不用額
円	円	円

#### 2 交付対象事業の中止又は廃止日

平成 年 月 日

#### 3 事業を中止又は廃止する理由

(テレワークコース)

様式第7号の2

厚生労働省発雇均 第 号  
平成 年 月 日

## 時間外労働等改善助成金事業中止・廃止承認通知書

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日厚生労働省発雇均 第 号で交付決定した時間外労働等改善助成金の助成対象事業については、審査の結果、平成 年 月 日付けの申請に基づき（中止・廃止）を承認することとしたので、通知いたします。

## 時間外労働等改善助成金事業完了予定期日変更報告書

厚生労働大臣 殿

事業主又は代理人

住所 〒

電話番号

(法人名)

代表者職・氏名

印

事業主又は社会保険労務士  
(提出代行者・事務代理者)

住所 〒

電話番号

(法人名)

代表者職・氏名

印

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に時間外労働等改善助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同則第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の記名押印等をしてください。

時間外労働等改善助成金に係る事業完了予定期日の変更について、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 事業完了予定期日

変更前 平成 年 月 日

変更後 平成 年 月 日

#### 2 経費所要額

交付決定額 (交付決定年月日)	平成 年度 受入済額	平成 年度への 要繰越額	不用額
円 (平成 年 月 日)	円	円	円

#### 3 予定の期間内に完了しない（助成事業の遂行が困難になった）理由

## 時間外労働等改善助成金事業実施状況報告書

厚生労働大臣 殿

事業主又は代理人

住所 〒

電話番号

(法人名)

代表者職・氏名

印

事業主又は社会保険労務士

住所 〒

(提出代行者・事務代理者)

電話番号

(法人名)

代表者職・氏名

印

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に時間外労働等改善助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同則第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の記名押印等をしてください。

交付要綱第12条により、時間外労働等改善助成金の助成対象事業の実施状況について、報告します。

記

事業の実施状況について

## 時間外労働等改善助成金支給申請書

厚生労働大臣 殿

時間外労働等改善助成金（以下「助成金」という。）の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

### 記

事業主又は代理人 住所 〒  
電話番号  
(法人名)  
代表者職・氏名 印

事業主又は社会保険労務士 住所 〒  
(提出代行者・事務代理者)  
電話番号  
(法人名)  
代表者職・氏名 印

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に時間外労働等改善助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第 16 条第 2 項に規定する提出代行者又は同則第 16 条の 3 に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の記名押印等をしてください。

### 1 助成金申請額

①費用額計	②上限額	③助成金申請額
	<p>・ 成果目標を達成した場合は、「150 万円」又は「20 万円×対象労働者数」のいずれか低い方の額</p> <p>・ 未達成の場合は、「100 万円」又は「10 万円×対象労働者数」のいずれか低い方の額</p>	<p>①に成果目標の達成状況に応じた補助率を乗じた額（1,000 円未満切捨）と②の額を比較して、いずれか低い方の額</p> <p>【補助率】</p> <p>・ 達成した場合は 「3 / 4」</p> <p>・ 未達成の場合は 「1 / 2」</p>
円	円	円

### 2 その他

(1) 労働保険料を滞納していないか	滞納していない ・ 滞納している
(2) 過去 3 年間に国から給付される給付金の不正受給を行っていないか	行っていない ・ 行った

(テレワークコース)

(3) 暴力団関係事業場に該当しないか	該当しない	・	該当する
(4) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食営業等を行っていないか	該当しない	・	該当する
(5) 倒産していないか	該当しない	・	該当する
(6) 国や地方公共団体からの他の補助金の申請、受給の有無について(本年度の状況)	無 有 → 補助金の名称[		]
(7) 承認申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に賃金不払等の労働関係法令違反を行っていないか	該当しない	・	該当する

(注) 直近二年度の労働保険料の納付・領収証書の写しを添付すること

## 時間外労働等改善助成金事業実施結果報告書

厚生労働大臣 殿

時間外労働等改善助成金事業の実施の結果について、下記のとおり報告します。

### 記

事業主又は代理人

住所 〒

電話番号

(法人名)

代表者職・氏名

印

事業主又は社会保険労務士  
(提出代行者・事務代理者)

住所 〒

電話番号

(法人名)

代表者職・氏名

印

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に時間外労働等改善助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第 16 条第 2 項に規定する提出代行者又は同則第 16 条の 3 に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の記名押印等をしてください。

### 1 実施体制の整備のための措置

(注) 措置の実施状況がわかる資料を添付すること

#### (1) 労働時間等設定改善委員会の設置等労使の話し合いの機会の整備

	労働時間等設定改善委員会などの設置の有無	名称	話し合いの機会の頻度
労使の話し合いの機会の整備	有・無		年 回
話し合った内容			

#### (2) 労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任

担当者の役職・氏名	
労働者に対する周知方法	
窓口の設置等受け付けやすい体制の整備について、具体的な措置内容	



(テレワークコース)

(3) 労働者に対する事業実施計画の周知

労働者に対する事業実施計画の周知について、具体的な措置内容

(テレワークコース)

様式第 11 号 (続紙 1)

2 支給対象の事業

(1) 対象労働者数 (詳細は別紙に記載)		人	
(2) 成果目標の評価期間		月 日から か月	
(3) 事業の詳細 (実施した事業内容、実施時期、費用の内訳)			
実施した事業内容、 実施時期	承認時の金額 (内訳含む)	支給申請時の金額 (内訳含む)	金額が異なる場合 はその理由
(4) 費用額計		円	

(注) 納品書、領収書、導入物の写真等を添付すること

3 成果目標の達成状況

(1) テレワークの実施等 (必須)

評価期間に 1 回以上、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施した対象労働者数	人
評価期間において、対象労働者が、在宅又はサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数の週間平均(小数点第 2 位以下切り捨て)	日

(2) 対象労働者数の増加 (過去に本助成金 (※) の支給有りの場合必須)

(※) 平成 29 年度以前は職場意識改善助成金

	過去の評価期間	評価期間	増 減
対象労働者数	人	人	人

(3) 年次有給休暇の取得促進 (選択)

	評価期間前年同期	評価期間	増 減
年間平均取得日数	日	日	日

(4) 所定外労働の削減 (選択)

	評価期間前年同期	評価期間	増 減
月間平均所定外労働時間数	時間	時間	時間

(注) 実施状況がわかる集計表、賃金台帳等の写しを添付すること

### 対象労働者一覧

番号	氏名	評価期間に1回以上、在宅又はサテライトオフィスにおいてテレワークを実施したか	評価期間において、対象労働者が、在宅又はサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
合計			日

(注) 実施状況がわかる資料を添付すること

(テレワークコース)

様式第 11 号別紙 2

### 利用サテライトオフィス一覧

番号	名 称	郵便番号	住 所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

(テレワークコース)

様式第 12 号

厚生労働省発雇均 第 号

平成 年 月 日

## 時間外労働等改善助成金支給決定通知書

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日付で申請のあった時間外労働等改善助成金(以下「助成金」という。)については、審査の結果、下記のとおり支給することを決定したので、通知いたします。

記

支給決定額 (確定額)

円

### <注意事項>

- 1 助成金の支給に関して必要と認め実施する調査又は報告に協力してください。
- 2 時間外労働等改善助成金事業の実施に要した費用の支出及び成果目標の達成状況に関する証拠書類は、翌年度の初日から起算して5年間整理保管してください。
- 3 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合には、支給した助成金の全部又は一部を直ちに返還していただきます。

(テレワークコース)

様式第 13 号

厚生労働省発雇均 第 号

平成 年 月 日

## 時間外労働等改善助成金不支給決定通知書

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日付けで支給申請のあった時間外労働等改善助成金については、審査の結果、下記の理由により支給しないことを決定したので、通知いたします。

記

理由

--

時間外労働等改善助成金に係る消費税額の確定に伴う報告書

厚生労働大臣 殿

事業主又は代理人 住所 〒

電話番号

(法人名)

代表者職・氏名

印

事業主又は社会保険労務士 住所 〒

(提出代行者・事務代理者)

電話番号

(法人名)

代表者職・氏名

印

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に時間外労働等改善助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第 16 条第 2 項に規定する提出代行者又は同則第 16 条の 3 に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の記名押印等をしてください。

下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条に基づく確定額又は事業実績報告額

金

円

- 2 消費税額の申告により確定した消費税仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額）

金

円

- 3 参考となる書類（別添：2 の金額の積算内訳等）



## 時間外労働等改善助成金返還決定通知書

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日付けをもって支給した時間外労働等改善助成金については、下記により返還するよう通知いたします。

### 記

#### 1 返還の理由

2 返還額 円

3 返還の期限 平成 年 月 日

4 返還の方法 別途交付する納入告知書に従い、上記2の金額を国庫に納付すること

5 なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。